

「みどりの顕彰制度」実施要綱

制定 平成10年6月要綱第53号

改正 平成21年11月12日

改正 平成24年4月1日要綱第153号

改正 平成27年2月3日要綱第61号

(目的)

第1条 この要綱は、「品川区みどりの条例」(平成6年品川区条例第19号)第13条第1項および第2項により、定められた基準以上の緑化を行うことが義務づけられた建築行為のうち、特に周辺地域の環境および景観の向上に資するような優れた緑化を行ったものを選び顕彰することによって、区民ならびに事業者の緑化に対する意識の向上を図り、みどり豊かなうるおいのある街づくりを進めることを目的とする。

(顕彰)

第2条 区長は、周辺地域の環境および景観の向上に資するような優れた緑化を伴った建築行為について、その事業者等を顕彰することができる。

(顕彰の対象)

第3条 顕彰は、前年度に「品川区みどりの条例施行規則」(平成6年品川区規則第28号)第10条第3項に定められた「緑化完了届」を提出したものを対象とする。

(被顕彰者の決定)

第4条 顕彰を受ける者(以下「被顕彰者」という。)は、選考委員会の議を経て、区長が決定する。

(選考委員会)

第5条 選考委員会(以下「委員会」という。)は、審査により被顕彰候補者を選出し、区長に推薦する。

- 2 委員会は、防災まちづくり部長、公園課長、道路課長、都市計画課長、建築課長により構成し、委員長は防災まちづくり部長が務める。
- 3 委員会は、委員長が招集し、主宰する。
- 4 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員会は、必要に応じて関係課長の参加を求めることができる。

(審査の基準)

第6条 審査は、次の事項を評価対象として行うものとする。

- (1) 配色や樹種選択において創意工夫がなされ、周辺環境に調和した緑化であること
- (2) 周辺建築物が緑化計画を行う際の模範となりうるような緑化であること
- (3) その他、特筆すべき部分を含んだ緑化であること

(顕彰の区分および点数)

第7条 顕彰は住宅部門と事業所部門とに分けて行い、建築物の用途が両部門にまたがる場合は、1階部分の主たる用途に基づいて対象部門を決定する。

2 顕彰は、それぞれ建築行為の事業主、設計者、管理者等に対して行い、顕彰する点数は各部門ごとに、最優秀作「品川区緑化大賞」および優秀作「品川区緑化賞」あわせて5点以内とする。

(顕彰の方法)

第8条 最優秀作の被顕彰者に対しては、顕彰標示プレートと賞状を、優秀作の被顕彰者に対しては、賞状を贈呈する。

2 顕彰標示プレートについては、その仕様・設置場所等を被顕彰者と協議のうえ、区の負担により区が設置工事を行う。

(被顕彰者の公表)

第9条 区長は、被顕彰者の氏名および顕彰の対象となった建築行為の名称・所在地等について、広報紙等により公表することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成21年11月12日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。